

[省令第8条の4の6（1,000トン以上排出事業者用）]
様式第2号の9（第8条の4の6関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
長野市長 荻原 健司 様		6 年 4 月 24 日	
		提出者	
		住 所 長野市大字南長池 4 4 2	
		氏 名 株式会社 宮下	
		代表取締役 宮下 秀巳	
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号 0 2 6 - 2 5 4 - 5 0 0 2	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 5 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社 宮下 宮下生コンクリート工場		
事業場の所在地	長野市大字南長池 4 4 2		
事業の種類	2 1 2 2 生コンクリート製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	1, 500. 00t	全 処 理 委 託 量	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1, 500. 00t	優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
※事務処理欄			

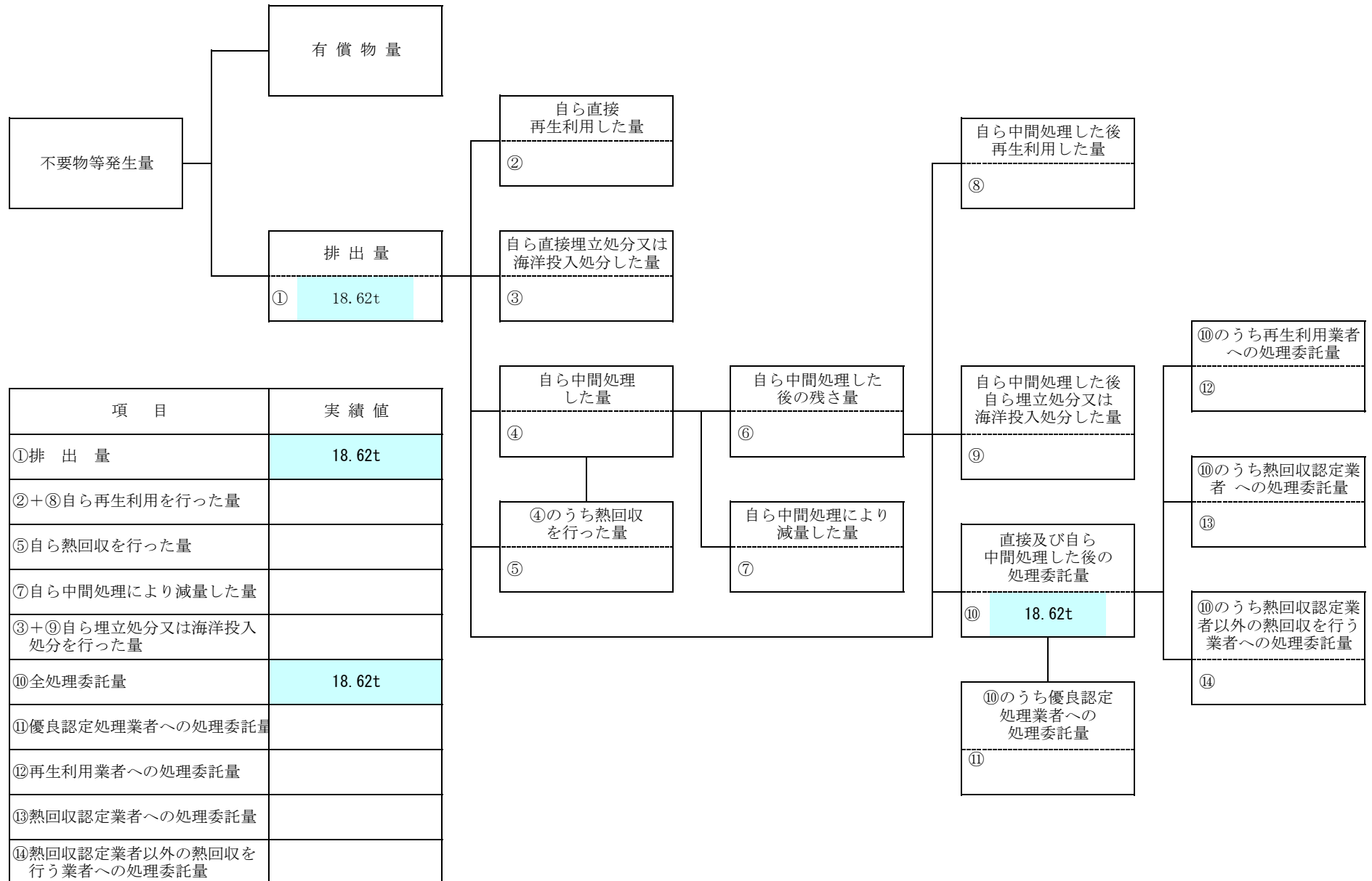
産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）											合 計
			廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)											
排 出 量	①	1,500.00t	18.62t											18.62t
自ら直接再生利用した量	②	1,500.00t												
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③													
自ら中間処理した量	④													
④のうち熱回収を行った 量	⑤													
自ら中間処理したのちの 残さ量	⑥													
自ら中間処理により 減量した量	⑦													
自ら中間処理したのち 再生利用した量	⑧													
②+⑧自ら再生利用 を行った量		1,500.00t												
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑨													
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	⑩		18.62t											18.62t
⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量	⑪													
⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	⑫													
⑩のうち熱回収認定業 者への処理委託量	⑬													
⑩のうち熱回収認定業 者以外の熱回収を行う業 者	⑭													

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む))



(第 3 面)

備 考

- 1 翌年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第 2 面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が 12 以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第 2 面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。